

著作者情報公開調査のお知らせ

国立国会図書館では、所蔵する図書資料のうち約97万点をデジタル化しており、このうち約35万点の画像を「国立国会図書館デジタルコレクション」のサイトにおいてインターネット上で公開しています。公開にあたっては戦前期刊行のもの、議会資料、公的機関などの刊行物に対して著作権調査を行い、著作権の状況や著作権者の連絡先が不明な資料については、著作権法第67条に基づく文化庁長官の裁定を受けて公開しています。

当館では文化庁長官裁定を受けてインターネット公開している著作物の著作者のうち、生没年や著作権者の連絡先が判明していない人物について、平成27年5月から「著作者情報公開調査」を実施しています。新規に文化庁長官裁定を申請する予定の著作物の著作者についても、裁定申請の要件である公開調査を令和元年11月から開始しました。公開調査の対象となっている著作者は、令和2年1月現在、合計約48,000名です。

なお、令和元年12月末までに262件の情報が寄せられ、152人の著作者について著作権保護期間満了であることが判明するなどの成果が得られました。

皆様からの情報をお待ちしております。

■令和元年11月から公開調査を開始した著作者の例

- ・佐古慶三（大阪商業大学教授）

<https://openingq.dl.ndl.go.jp/authorDetail?authorId=YQ00066512>

- ・横堀光（「海舟全集」の校を担当）

<https://openingq.dl.ndl.go.jp/authorDetail?authorId=ZC00022687>

■国立国会図書館デジタルコレクション

<https://dl.ndl.go.jp/>

■ 「著作者情報公開調査」のページ

<https://openingq.dl.ndl.go.jp/search>

対象となる著作者の一覧を掲載しています。また、画面上部の検索窓に著作者名を入力して検索すると、各著作者の情報（肩書、著作等）を確認できます。著作者の情報をご提供いただける場合は、著作者情報提供フォームに入力の上、送信してください。

情報提供により著作権保護期間中の著作者について著作権者のご連絡先が判明した場合は、利用に関して許諾依頼を行い、許諾が得られれば著作物のインターネット公開を行います。

また、情報提供により著作者の著作権保護期間が満了していることが確認できた場合は、著作権保護期間満了として著作物のインターネット公開を行います。著作権保護期間が満了している著作物は、自由に複製やインターネット公開、他の刊行物への転載をすることができ、より便利に資料を利用できるようになります。

■ 報道機関の方のお問い合わせ先

関西館総務課総務係 0774-98-1224（直通）

Q 文化庁長官裁定制度とは？

A 当館が実施している公開調査を含む、さまざまな調査を経てもなお著作権者と連絡が取れない場合に、文化庁長官が著作権者に代わって許諾を与えることにより、インターネットを通じた提供などの利用が可能となります。

参考：著作権者不明等の場合の裁定制度（文化庁 HP）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/